新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、20 年シーズンと 21 年シーズンの開催方式及び出場資格を以下のように変更する。

- 一つのシーズンに開催された試合数がシーズン当初に予定されていた試合数の半分を下回るような場合には、当該シーズンの賞金ランキング及びメルセデス・ランキングが選手の総合的な実力を反映したものにならない。2020年に開催される試合数は、既にシーズン当初に予定されていた試合数の半分を下回ることになった。そのため、2020年と2021年を一つのシーズンとして開催すべきである。
- 2020 年と 2021 年を合わせて一つのシーズンとする以上、その出場資格は前のシーズンである 2019 年の成績に基づいて付与する。
- 19年の成績に基づき 20/21年シーズンに出場することになるため、開催方式の変更前に有していた期待権は 100%に近い形で保障されることになる。もっとも、公平の観点から、100%を大きく超えて保障することはしない。
- 20年に資格を持たない者が、21年に参戦できる機会をゼロにしないために、総出場人数を 増やすことができる大会があれば、増枠は新規参戦枠に充てる。

① 20 年シーズンと 21 年シーズンを一つのシーズン (以下「20-21 シーズン」という。)として開催する (20 年シーズンの成績による 21 年シード権等の付与はない。各種スタッツも 20-21 シーズンで集計をする。)。

- ② 20-21 シーズンで、公認競技、ワールドレディスチャンピオンシップ及び日本女子プロゴルフ選手権を合わせた競技(以下「権利保障対象競技」という。)の開催試合数が21試合目となる競技の終了後に「リランキング制度実施要項」に従い、シード選手以外でリランキングを行う。
- ③ ②のリランキング実施後の権利保障対象競技の開催試合数が 7 試合目となる競技の終了後に、再度リランキングを行う。ただし、④との間隔等により実施しない場合がある。
- ④ 21年のツアースケジュールが決まった後に JLPGA が指定する 21年の競技(以下「指定競技」という)の中で、権利保障対象競技の開催試合数が 34試合以上になって最初に迎える指定競技(当該指定競技が 34試合目の場合を含む。)の後にリシャッフル(詳細は別途定める。)を行う。ただし、最終の指定競技までに開催試合数が 34試合に満たない場合、リシャッフルは行わないものとする。
- ⑤ 権利保障対象競技の開催試合数には大会中止となった競技は含まないものとするが、競技不成立となった競技は含むものとする。
- ⑥ 20-21 シーズンの開催試合数が 21 試合に満たない場合、及び 34 試合に満たない場合については、別途定める。
- ⑦ 21年に開催される大会の総出場人数が、20年より増える(中止になった大会は予定人数)場合、増えた分の協会選考選手(以下「総出場人数増枠」という。)は別途定める優先順位に従って選考する。新規で開催される大会があった場合、総出場人数増枠の設定については大会主催者とJLPGAで協議して決定する。
- ⑧ 20-21 シーズンにおける JLPGA ツアー競技の優勝者には 20-21 シーズンにおける JLGPA ツアー競技の出場資格を付与する。

開催方式・出場資格等

JLPGA ツアー:20-21 シーズン開催イメージ

